

奥州市除染実施計画
< 第2版 >

令和8年2月

岩手県 奥州市

改正の履歴

年 月 日	内 容	備 考
平成 24 年 5 月 24 日	「奥州市除染実施計画（第 1 版）」の策定	
令和 8 年 2 月 20 日	「奥州市除染実施計画（第 2 版）」の策定	省令改正等を踏まえ、除去土壌等の処分の追加等

奥州市除染実施計画

〈第2版〉

目次

1. 除染等の措置等の実施に関する方針	1
2. 除染実施計画の対象となる区域	1
3. 除染等の措置等を実施する対象及び実施者	2
4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき除染等の措置	3
5. 除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期	6
6. 除去土壌等の収集、運搬、保管及び処分に関する事項	6
7. その他の事項	7
資料－1 除染実施対象区域図	8
資料－2 除染実施対象施設図	9

1. 除染等の措置等の実施に関する方針

(1) 計画の目的

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に起因した放射性物質の拡散に伴う放射線の影響について、市と市民が協働で必要な放射線量の低減対策を推進することにより、自然豊かできれいな奥州市を一刻も早く取り戻し、安全・安心な市民生活の確保を図ることを目的とします。

特に、奥州市の未来を担う子どもたちを放射線から守るため、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」の基本方針に基づき、放射線量の高い場所から優先的に順次除染を行っていくこととします。

市民が受ける追加被ばく線量は、年間1ミリシーベルト以下になることを目指しつつ、年間1ミリシーベルトの達成が困難な地域については、平成25年8月末までに平成23年8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約50%減少(子どもの生活空間については約60%減少)を目指すものとします。

(2) 除染の計画期間

除染の計画期間は、平成26年3月末まで(平成23年度～25年度)とします。

2. 除染実施計画の対象となる区域

(1) 計画の対象とする区域は、市が行った空間線量率調査結果により、空間線量率(測定高さ1メートル、子供の生活空間地上高さ50センチメートル)が毎時0.23マイクロシーベルト以上であった区域、施設を除染実施区域の対象とします。

(2) 除染実施区域指定

区 域		空間線量率の 範囲 (μ Sv/h)	平均空間線量率 (μ Sv/h)	除染実施計画の 対象となる区域
水 沢	水沢地区	0.21～0.31	0.27	○
	佐倉河地区	0.14～0.37	0.26	○
	真城地区	0.18～0.30	0.25	○
	姉体地区	0.14～0.34	0.24	○
	羽田地区	0.18～0.34	0.28	○
前 沢	前沢地区	0.38～0.54	0.50	○
	生母地区	0.22～0.75	0.38	○

胆 沢	小山地区	0.16～0.36	0.25	○
衣 川	衣川・衣里地区	0.38～0.55	0.42	○
	南股地区	0.24～0.27	0.25	○

(3) 除染実施施設指定

施 設 名		空間線量率の 範囲 (μ Sv/h)	平均空間線量率 (μ Sv/h)
黒石地区	黒石幼稚園	0.19～0.25	0.23
	黒石小学校	0.20～0.26	0.24
愛宕地区	八日市幼稚園	0.20～0.30	0.25
	江刺愛宕小学校	0.21～0.30	0.24
	愛宕(おだき)保育園	0.18～0.30	0.24
田原地区	田原小学校	0.21～0.26	0.23
	田原保育所	0.22～0.24	0.23
古城地区	前沢北幼稚園	0.18～0.30	0.23
	古城小学校	0.19～0.27	0.23
白山地区	白山小学校	0.20～0.30	0.24
南都田地区	南都田幼稚園	0.21～0.28	0.24
	南都田中学校	0.20～0.26	0.23

3. 除染等の措置等を実施する対象及び実施者

除染等の措置等は、2. に示す除染実施計画の対象となる区域内及び施設を以下の除染対象ごとに、以下の実施者が行うものとします。

優先順位	除染対象	実施者
①	公立、私立全ての学校教育（幼稚園を含む。）・保育施設、児童館・児童クラブ、子育て支援施設、認可外保育施設、放課後子ども教室	市、県（私立は、施設管理者と協議のうえ、施設管理者の協力により市が除染等の措置等を実施する。） ※1
②	公園、スポーツ広場、その他同等の施設	市、県 ※2
③	病院、診療所、地区センター、文化施設、その他の公共施設	市、県、国 ※2
④	民有地（戸建て住宅、事業所等）	市（市が主体となり、所有者・事業者等の協力により除染等の措置等を実施します。）
⑤	道路（側溝含む）	市、県、国 ※3
⑥	森林（生活圏隣接）	市、県、国 ※2
⑦	農地、牧草地	市、県、国 ※2

※1 県立学校は、県が除染等の措置等を実施します。

※2 実施について、国、県、所有者と協議して定めます。

※3 道路（側溝含む）は、具体的に除染等の措置等対象について、今後、国・県などと相談し定めることとします。また、自治会等の協力をえて実施します。

4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき除染等の措置

除染実施区域内で除染を行う際には、除染関係ガイドライン（平成23年12月第1版）及びこれを踏まえて策定された環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成23年12月22日付環水大総発第111222001号。平成24年3月29日改定。）の内容に則って除染の目標が達成できるように除染を行います。（除染対象と主な除染措置の内容は下表のとおり）。

除染対象	除染作業等	○ 内 容
公共施設のうち、学校等子どもが長時間生活	建屋の洗浄	○ 屋上等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄 ○ 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等
	アスファルトの除染	○ ブラシ洗浄、高圧洗浄 ○ 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去

するもの	表土除去及び現場及び客土※1	○ 庭等における表土等の除去 ○ 客土・圧密による原状回復
	表土除去及び現場保管※1	○ 庭等における表土等の上下層の入れ替え、除去等 ○ 現場保管の際の残土による原状回復
	土地表面の被覆※1	○ 汚染されていない土等による被覆
	草木の除去	○ 枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄 ○ 落葉の除去、除草
公園、スポーツ広場、その他同等の施設	建屋の洗浄	○ 屋上、壁面の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄 ○ 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等
	アスファルト等の除染	○ 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
	表土除去及び現場及び客土※1	○ 庭等における表土等の除去 ○ 客土・圧密による原状回復
	表土除去及び現場保管※1	○ 庭等における表土等の上下層の入れ替え、除去等 ○ 現場保管の際の残土による原状回復
	土地表面の被覆※1	○ 汚染されていない土等による被覆
	草木の除去	○ 枝葉の剪定、落葉の除去、除草、低木等の高圧洗浄
病院、診療所、地区センター、文化施設、その他の公共施設	建屋の洗浄	○ 屋上、壁面の清掃、拭取り ○ 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等
	アスファルト等の除染	○ 側溝等の清掃、洗浄
	草木除去	○ 枝葉の剪定、落葉の除去、除草
民有地（戸建て住宅、事業所等）	家屋の除染	○ 壁面等の清掃、拭取り ○ 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等
	コンクリート等の除染	○ 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
	草木除去	○ 枝葉の剪定、落葉の除去、除草
道路（側溝含む）	路面洗浄等	○ 散水車及び清掃車によるブラッシング ○ 手作業によるブラシ洗浄 ○ 歩道洗浄、除草
	側溝の清掃	○ 泥等の掻き出し、除草 ○ ブラシ洗浄
	法面の除草	○ 除草

生活圏隣接の森林※2	枝打ち・落葉除去等	○ 枝葉の剪定、枝打ち ○ 落葉の除去、除草
農地（以下に掲げるものを除く）※3	反転耕・深耕	○ 深耕プラウ等による鋤込み ○ 土面の踏圧、砕土、均平化
	農地への措置	○ 肥料、有機質資材、土壌改良資材等の散布
	除草等	○ 畦畔・農道の除草 ○ 水路の清掃、汚泥の除去
農地（永年性作物が栽培されている農地に限る）※3	樹皮の洗浄及び剪定・剪枝	○ 樹皮の洗浄 ○ 枝葉の剪定、摘採後の深刈り、中刈り、台刈り ○ 古い枝葉の除去
	除草等	○ 除草 ○ 水路の清掃、汚泥の除去
牧草地※3	反転耕・深耕	○ 深耕プラウ等による鋤込み ○ 土面の踏圧、砕土、均平化
	牧草地への措置	○ 肥料、有機質資材、土壌改良資材等の散布、除去した永年性牧草の播種
	除草等	○ 畦畔・農道の除草 ○ 水路の清掃、汚泥の除去

その際、除染が必要かつ合理的な範囲となるよう、該当敷地内の詳細な放射線マップを作成した上で線量の高いところを中心に、適切なメニューを選択して除染を実施することとします。また、除染にあたっては、除去土壌等の発生抑制にも配慮します。なお、除染実施前に空間線量率を測定し、その結果が毎時0.23マイクロシーベルト未満であった場合は、除染等の措置は実施しません。ただし、この場合であっても、側溝や雨樋下等の局所的な地点の線量が周囲と比べて有意に高く、地上1メートルで毎時0.23マイクロシーベルト以上の地点について除染を実施します

- ※1 「表土除去及び客土」、「表土除去及び現場保管」と「土地表面の被覆」については、原則としていずれか一つを選択するものとします。
- ※2 森林については、関係機関と連携し、森林からの空間線量率が生活空間に与える影響等の現状把握に努め、必要な場合は実施します。
- ※3 農地、牧草地については、関係機関と連携し、空間線量率による影響等の現状把握に努め、営農上への影響を考慮し、必要な場合は実施します。

5. 除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

奥州市では、市民が受ける追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下（毎時0.23マイクロシーベルトに相当）になることを目指して除染をしますが、当面、平成26年3月まで下記のスケジュールで除染に取り組むこととします。

なお、平成26年3月の前に、除染の進捗状況を確認し、必要な場合は平成26年4月以降の除染の計画やスケジュールを見直します。

除染対象	平成23年度	平成24年度	平成25年度
学校等子どもが長時間生活する施設		→	
公園、スポーツ広場、その他同等の施設		→	
病院、診療所、地区センター、文化施設、その他の公共施設		→	
民有地（戸建て住宅、事業所等）		→	
道路（側溝含む）		→	
森林（生活圏隣接） ※		→	
農地、牧草地 ※		→	

※ 森林（生活圏隣接）、農地、牧草地については、国、県関係機関と協議して進めます。

6. 除去土壌等の収集、運搬、保管及び処分に関する事項

除染に伴って発生する除去土壌等の収集、運搬、保管及び処分について、放射性物質汚染対処特措法に基づく各基準及び「除染関係ガイドライン」等に沿って下記に示す場所で保管（現場保管）し、仮置場については、地域住民のご理解をいただきながら、除染関係ガイドラインに沿った安全対策をとったうえで、早急な設置に努めます。また、保管にあたっては、各基準やガイドライン等に基づいて、それぞれの除染実施主体ごとに保管内容（保管方法、場所、量など）を記録します。次に、処分にあたっては、上記の各基準やガイドラインに加えて「福島県外において発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドライン」等に沿って処分を行います。

なお、除染廃棄物が確認された場合には、関係法令や関係ガイドライン等に

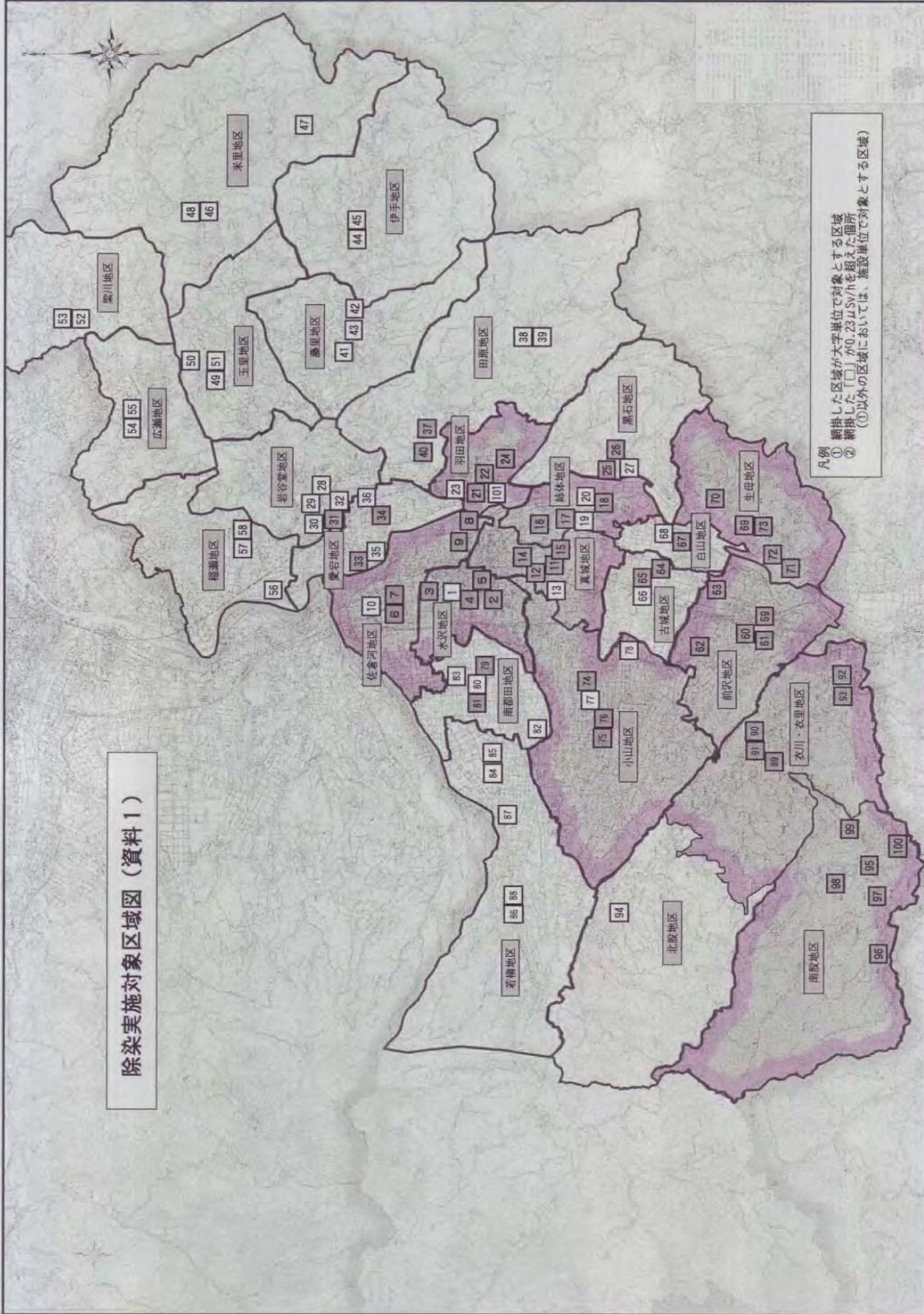
基づき処分します。

- (1) 公共施設や地域の道路・水路・集会施設等の生活空間の除染に伴い発生した除去土壌等の保管場所は、原則として除染現場又は地域毎に場所を選定及び提供していただくことを基本としつつ、選定については地域においても大きな問題となることが予想されることから、市としても地域毎の事情に配慮しつつ積極的に地域と協議しながら進めます。
- (2) 住宅や事業所等の私有地の除染に伴い発生した除去土壌等は、原則除染を行った敷地内に現場保管とします。

7. その他の事項

- (1) この除染実施計画は、今後新たに得られた空間線量率の測定結果や、国及び県から新たな指示等により計画変更が必要となった場合は、早急に見直すこととします。
- (2) 除染の実施に当たっては、関係機関との連携はもとより、市民との協働を基本として市民及び事業者も含めて推進します。
- (3) 市民との協働による除染を実施する際は、市が貸出す簡易放射線量率測定器を用いてその効果を確認しながら実施することとし、この除染効果の確認により、必要以上となる除去土壌の発生抑制を図ります。
- (4) 市民との協働により除染を実施する際は、作業方法や留意点などを予め周知します。
- (5) この除染実施計画の効率的かつ円滑な実施を図るため、奥州市原発放射線影響対策本部において関係機関と調整・協議を行いながら推進します。

除染実施対象区域図（資料1）

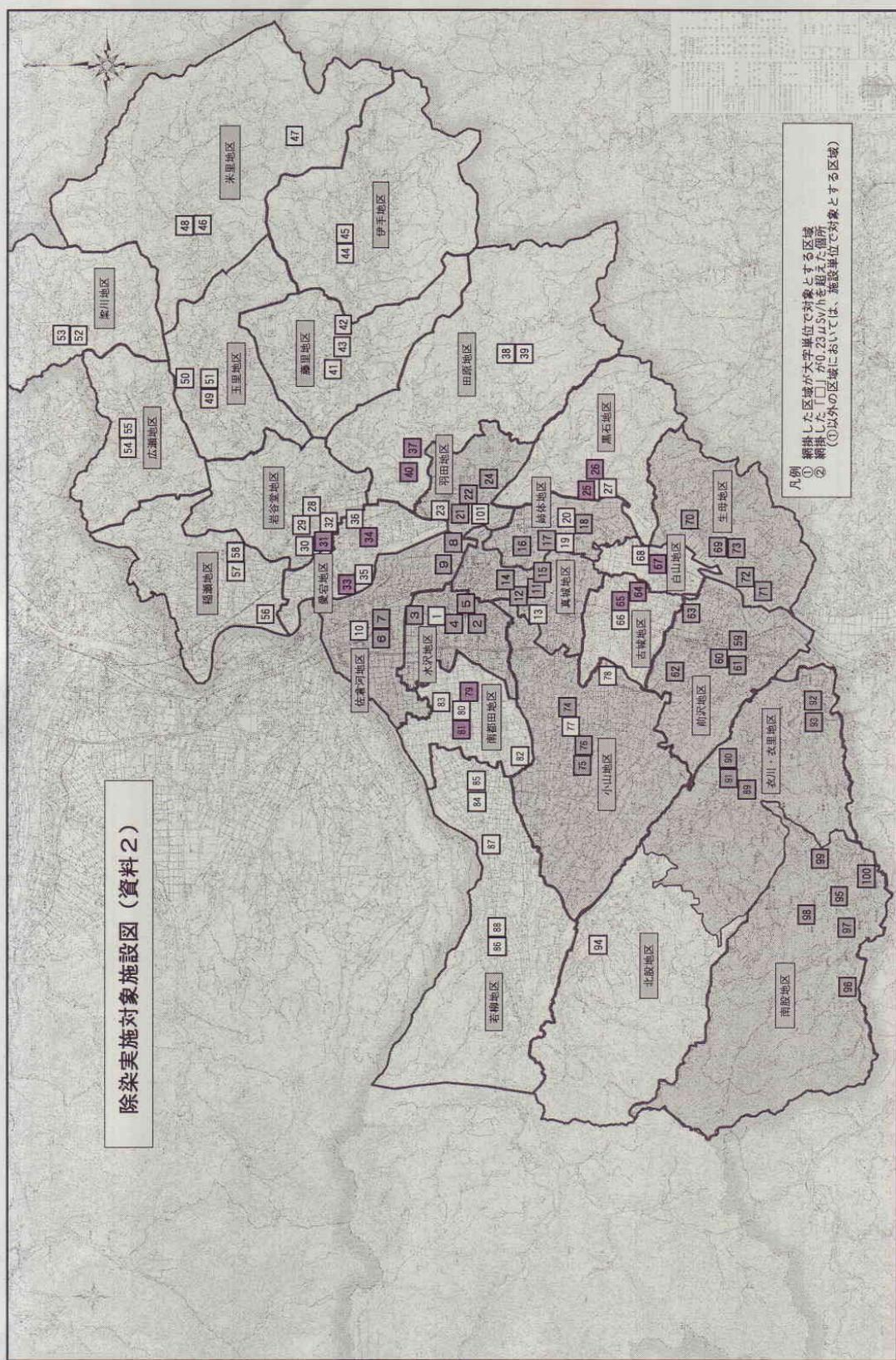


凡例
 ① 網掛した区域が大字単位で対象とする区域
 ② 網掛した「□」が0.23t/SV/aを超えた場所
 (100以上の区域においては、施設単位で対象とする区域)

この地図の作成に当たっては、国土院院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図及び25万分の1地形図を使用したものである。(承認番号 平17-地産-第10-210号)

0.0 2.5 5.0 7.5 10.0 km
 1:200000

除染実施対象施設図（資料2）



凡例
 ① 網線した区域が大字単位で対象とする区域
 ② 網線した「□」が0.23μSv/hを超えた箇所
 ③ ①以外の区域においては、施設単位で対象とする区域

「この地図の作成に当たっては、国土院院長の承認を得て、向陽館の5万分の1地形図及び7万分の1地形図を使用したものである。（測量番号 平17 測促、第10-210号）」

0.0 2.5 5.0 7.5 10.0 km
 1:200000